

就学前教育・保育施設増改築・改築事業実施要領

この要領は、尼崎市就学前教育・保育施設整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める事業のうち、法人施設の増改築又は改築に要する経費の一部を補助する事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 補助対象事業

- (1) 増改築事業
要綱第2条第2号に定める事業
- (2) 改築事業
要綱第2条第3号に定める事業

2 補助条件

- (1) 国等の交付事業に採択され、かつ、市の財政負担が予算の範囲内であること。
- (2) 市に準じて入札等の手続きを行う必要があること。

3 補助対象事業の要件

- (1) 認定こども園の教育部分においては、認可定員と比較して現在の利用定員に著しく差が生じている場合、利用実態にあわせて定員を変更すること。
- (2) 増改築・改築後の建物が昭和56年6月以降に適用の新耐震基準に適合すること。
- (3) 原則として、補助対象となる施設に決定した年度の末日までに事業を完了すること。

4 補助対象事業の選考

- (1) 基本的な事項（必須事項）
 - ① 本市の子ども・子育て支援事業計画において保育の量が確保されている地域においては、2、3号の現在定員の増員は認めない場合もある。
 - ② 国等の交付事業に適合すること。
 - ③ 既存の法人施設のうち、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物又は令和5年8月22日付こ成事第431号「老朽民間児童福祉施設等の整備について」の対象事業に該当する建物であること。
 - ④ 今回の整備事業に対して、周辺住民等のコンセンサスが得られること。
 - ⑤ 今回の整備事業での資金計画が健全であること。
 - ⑥ その他関係法令（※）及びその趣旨に適合すること
- ※ 児童福祉法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、建築基準法、消防法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（各法律の施行規則、政省令を含む）、尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例、尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例、尼崎市暴力団排除条例等
- (2) 選考に係る提出書類

① 就学前教育・保育施設整備事業協議書（添付書類含む）

※ なお、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物にあつては、老朽度調査表の提出を必須としないものの、老朽度における加点は行わないことに留意すること。

② 協議書に記入した工事の内容が分かるもの及び事業費の積算根拠が分かる見積書

③ 地域住民の賛同状況を示したもの

④ 位置図

⑤ 返済計画のわかるもの（借入金のある場合）

(3) 評価基準に基づく優先順位の決定

上記(1)の必須事項を達成している複数の法人保育園がある場合には、まず、次の①及び②の項目により優先順位を判定し、同点の場合には、③から⑤の項目で定めた評価点数の合計点数が高い園を優先する。

① 建物の老朽度（増改築・改築の建物が複数ある場合、主たる建物の老朽度で判断する。）

「老朽民間児童福祉施設等の整備について」による老朽度の判定書類（園から提出書類）によって判定する。（ただし、老朽度調査表の提出がない場合は、加点はなしとする。）

② 建築後の経過年数

③ 2、3号の定員増

④ 2、3号の入所率（過去2年間平均）

⑤ 多機能化（過去1年実績）

一時預かり事業、延長保育、0歳児保育、障害児保育の4事業のうち、実施している事業数

5 国等の予算等の制限

市及び国等の予算が確保されない場合又は国等において交付事業が採択されない場合、当該事業は実施しない。国等において交付事業が採択され、市においても当該事業が採択された後に、国等において当該事業が取消された場合、市においても当該事業を取消することができる。これに伴い、損害が生じた場合であっても、市はその損害について負担しない。

6 国等の交付事業での留意事項

国等の交付基準による経過年数以内に事業を廃止した場合などには、補助金返還の対象となることがある。

7 補助対象経費等についての留意事項

こども家庭庁の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に定めるもののほか、次のとおり定める。

(1) 特殊付帯工事費は対象としない。

(2) 土地借地料は対象としない。

(3) 耐震診断費は対象としない。

(4) 実施設計費は内定後に契約したもののみ対象経費として認められる。

(5) 保育所及び認定こども園の用途以外での整備（放課後児童クラブの併設など）は補助の対象外とする。

(6) 選考に係る提出書類について、提出後は原則として内容の変更は認められない。特に建物の構

造や補助金額の増額に関する変更については、選考に係る内容でもあるため、一切変更することはできないことに留意すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行し、平成27年4月1日に遡及して適用する。
- 2 平成26年度に施設整備に着手した事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年6月10日から施行し、平成28年2月5日に遡及して適用する。
- 2 平成27年度に施設整備に着手した事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年2月2日から施行する。
- 2 平成28年度に施設整備に着手した事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年3月26日から施行する。
- 2 平成29年度に施設整備に着手した事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年1月26日から施行する。
- 2 令和5年度に施設整備に着手した事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年1月26日から施行する。
- 2 令和7年度に施設整備に着手した事業については、なお従前の例による。